

船舶インシデント調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成28年5月27日 08時30分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港南方沖 酒田港北防波堤灯台から真方位185° 2.4海里付近 (概位 北緯38° 53.5′ 東経139° 47.9′)
インシデントの概要	漁船第二宝運丸は、漁具の揚収作業中、プロペラに漁具の引き網が絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年8月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二宝運丸、3.9トン
船舶番号、船舶所有者等	YM3-5298（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 高潮期、波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、貝底引き網漁を行っていたが、風が強くなってきたのでやめることにし、海中に入れた漁具（じょれんと呼ばれる貝けた）を揚収しようと機関を後進にかけながら漁具の引き網を引き寄せていたところ、突風に船体が圧流され、プロペラに漁具の引き網が絡まった。</p> <p>本船は、推力を得ることができなくなり、波浪により砂浜まで圧流された。</p> <p>本船は、来援した僚船に引き出されたものの、自力航行ができず、同船にえい航されて、酒田港に着岸した。</p> <p>本インシデント発生場所付近は、酒田市最上川河口付近から南方に拡延する砂浜で、水深が約1.0～2.0mである。</p>
分析	本船は、プロペラに漁具の引き網が絡まったことから、推力を得ることができなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、プロペラに漁具の引き網が絡まったため、推力を得ることができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風が強くなってきたら、早めに操業を中止すること。